

入札説明書（総合評価落札方式）

中部地方整備局静岡国道事務所の平成22年度 静岡国道事務所技術審査整理（その2）業務に係る入札公告（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 平成22年11月10日

2. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局 静岡国道事務所長 畠中 秀人

静岡県静岡市葵区南安倍2丁目8番1号

3. 業務概要

(1) 業務名 平成22年度 静岡国道事務所技術審査整理（その2）業務（電子入札対象案件）

(2) 業務目的 本業務は静岡国道事務所より発注される工事について入札参加者から提出があった技術資料の分析・整理、技術資料確認事項の整理などの支援を行うことにより、当該事務所における技術審査を円滑に行う事を目的とする。

(3) 業務の内容

主な業務内容は以下のとおりである。

①技術資料の分析・整理

②技術資料確認事項の整理

予定工事件数は27件を予定している。

(4) 本業務において、技術提案を求める評価テーマは以下に示す事項とする。

① 専門技術力を活用し、本業務を的確に実施するための提案について

② 評価の妥当性向上に対する工夫について

(5) 履行期間 契約締結日の翌日から平成23年3月31日を予定している。

(6) 主たる部分

本業務における「主たる部分」は発注者支援業務共通仕様書第1016条第1項に示すとおりとする。

(7) 再委託の禁止

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

(8) 成果品

成果品は以下のとおりとする。

・業務実施報告書 1式

・打合せ資料 1式

(9) 本業務は、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。また、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165

号) 第 85 条の基準に基づく価格を設定する総合評価落札方式においては、予定価格が 2,000 万円を超える業務の場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

(10) 本業務は資料提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、以下の点に留意すること。

- ・電子入札システムによる手続きは、同じ I C カードにて手続きを行うこと。ただし、使用していた I C カードについて、I C カード発行機関の I C カードの利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合においては、発注者の承諾を得た場合に限り、当該入札に関して入札権限のある他の I C カードに変更することができる。
- ・当初より、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
- ・電子入札システムによる手続きに入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側に止むを得ない事情があり、全体入札手続きに影響がないと発注者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。
- ・以下、本説明書において、紙入札方式による場合の記述部分は、全て上記の発注者の承諾を前提として行われるものである。

また、本業務は、申請書（技術提案は除く）を提出する際に見積書の提出を求めるものとする。

(11) 本業務の契約書(案)、特記仕様書(案)は別冊のとおりである。

(12) 本業務は「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等」の対象業務である。

(13) 担当部局

〒 420-0054 静岡市葵区南安倍 2 丁目 8 番 1 号

国土交通省中部地方整備局 静岡国道事務所

① 契約関係

経理課 契約指導係

電 話：054-250-8901

F A X：054-252-5809

E-mail：keisdour@cbr.mlit.go.jp

② 技術関係

計画課

電 話：054-259-8909

F A X：054-252-5753

4. 競争参加資格

4-1. 基本的要件

入札参加希望者は、(1) に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

(1) 単体企業

① 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当

しない者であること。

- ②中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成 21・22 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ③会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第 4 条の 3 第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア. 親会社と子会社の関係にある場合

イ. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イ. については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア. 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ. 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 1) 又は 2) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

4-2. 競争参加資格確認申請書の提出者に関する要件

(1) 業務実施体制に関する要件

- ・競争参加資格確認申請書を提出する者は、中部地方整備局管内に業務拠点（予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を有するものであること。
- ・業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- ・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

(2) 業務実績に関する要件

- ・競争参加資格確認申請書を提出する者は、平成 12 年度以降に完了した以下に示す業務において、1 件以上の実績を有すること。
ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満の業務

は実績として認めない。

業務：国、特殊法人等（注1）、地方公共団体（注2）、地方公社等（注3）公益法人（注4）、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業（注5）が発注した発注者支援業務、公物管理業務（河川又は道路）、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務（河川又は道路）、調査検討・計画策定業務（河川又は道路）、管理施設調査・運用・点検業務（河川又は道路）、測量業務、地質調査業務。

注1）特殊法人等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示す、関西国際空港（株）、首都高速道路（株）、中日本高速道路（株）、成田国際空港（株）、西日本高速道路（株）、日本環境安全事業（株）、阪神高速道路（株）、東日本高速道路（株）、本州四国連絡高速道路（株）、日本中央競馬会、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構とする。（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人含む）

注2）地方公共団体とは、地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団）とする。

注3）地方公社等とは、地方道路公社法に基づく「道路公社」、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」とする。

注4）公益法人等は、次のものをいう。

- 一 公益法人とは、一般社団法人又は一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人とする。
- 二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登

記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人）

注5）大規模な土木工事を行う公益民間企業とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。

※各業務の具体は、別紙－2「発注者支援業務等（発注者支援・公物管理）の業務実績一覧」による。

4－3．配置予定管理技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

（1）予定管理技術者の資格等

以下のいずれかの資格等を有する者

- ・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）
- ・一級土木施工管理技士
- ・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会一級技術者の資格を有する者
- ・「施工体制の確保に関する推進協議会」が認定した発注者支援技術者（土木）Ⅰ種又は（社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は公共工事品質確保技術者（Ⅱ）又はその他これに準ずると発注者が認める者（※1）
- ・RCCM（シビルコンサルティングマネージャー）またはRCCMと同等の能力を有する者（※2）（技術士部門と同様の部門に限る）

※1 「その他これに準ずるものと発注者が認める者」とは以下のとおり

- ・「公共工事の品質確保の促進に関する北海道連絡協議会」が認定した発注者支援業務技術者Ⅰ
- ・「東北地方公共工事品質確保促進協議会会長」が認定した支援管理技術者Ⅰ
- ・「関東地方整備局長」が委嘱した公共工事品質確保確保技術者
- ・「公共工事の発注者責任協議会会長」が認定した支援技術者Ⅰ種
- ・「近畿地方公共工事品質確保推進協議会」が認定した支援管理技術者Ⅰ
- ・「中国地方整備局長」が認定した公共工事発注者支援技術者Ⅰ種
- ・「四国地方公共工事品質確保推進協議会」が認定した支援技術者Ⅰ種
- ・九州地方における「公共工事品質確保技術者資格認定委員会委員長」が認定したⅠ種公共工事品質確保技術者
- ・「沖縄地方公共工事品質確保等推進協議会」が認定したⅠ種支援技術者

※2 「RCCMと同等の能力を有する者」とは、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者

※ 外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設市場整備課）を受けている必要がある。

なお、競争参加資格確認申請書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも競争参加資格確認申請書を提出することができるが、この場合、競争参

加資格確認申請書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の認定を受けるためには競争参加資格確認通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表①の日を予定する。

(2) 予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

予定管理技術者は、平成12年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有すること。

業務実績には、元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、下請、出向、又は派遣により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

同種：国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した土木工事に関する発注者支援業務

類似：以下のいずれかの実績

- ・地方公共団体（都道府県及び政令市を除く）、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務
- ・国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務（道路）、CM業務、PFI事業技術アドバイザリー業務、土木設計業務（道路）の概略設計・予備設計・詳細設計、土木工事の監理技術者

(3) 手持ち業務量

① 平成22年11月10日現在の全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。

ただし、平成22年11月10日現在の手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

② 本業務の履行期間中は当該配置管理技術者の手持ち業務量が①に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の1)から4)までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- 1) 当該配置予定管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 2) 当該配置予定管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- 3) 過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は過去4年間の同種業務

における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者

4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

③ 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定管理技術者とは別に、以下の1)から4)までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面として、当該業務の「予定管理技術者の経歴等」及び「予定管理技術者の同種又は類似業務の実績」記載様式を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

1) 配置予定管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

2) 配置予定管理技術者と同等の技術者資格を有する者

3) 過去4年以内の同種業務で地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上の業務における管理技術者としての経験を有し、過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく技術者成績の平均点が75点以上である者

4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

4-4. 競争参加資格確認申請書に対する要件

(1) 技術提案書の記載内容

競争参加資格確認申請書に添付する技術提案書等において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

5. 競争参加資格確認申請書の提出等

(1) 入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに競争参加資格確認申請書を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(2) 入札参加希望者は、電子入札システムにより申請書、資料及び見積書を提出するものとし、技術提案書は、「電子メール」、「持参」又は「郵便（書留郵便に限る）又は託送（※注1）（以下「郵送等」という。）」により提出すること。

申請書、資料及び見積書の提出方法は、電子入札システム「競争参加資格確認申請書」画面の添付資料フィールドに「申請書」（様式1）及び「資料」（様式2～6）、技術提案書フィールドに「見積書」をそれぞれ添付し提出すること。

なお、見積書の提出は、22 見積書の提出によること。

電子入札システムにより提出する申請書、資料及び見積書（以下、「電子入札システムによる提出資料」という。）のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作

成すること。

- ・一太郎 2007 以下
- ・Microsoft Word2002 以下
- ・Microsoft Excel2002 以下
- ・その他アプリケーション PDFファイル Acrobat6.0 以下
画像ファイル JPEG及びGIF形式
圧縮ファイル LZH形式のみ
※ ZIP等、他の圧縮形式は認めない。

ただし、電子入札システムによる提出資料の容量が3MBを超える場合は、郵送等で提出すること。郵送等で提出する場合は、必要書類の一式を郵送等するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送等にて提出する場合は、提出書類は電子媒体（CD-ROM等）に5（2）の形式で作成したファイルを記録したものを添付すること。

なお、郵送等で提出する場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより申請書等として送信すること。

- ①郵送等する旨の表示
- ②郵送等する書類の目録
- ③郵送等する書類のページ数
- ④発送年月日

また、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、持参又は郵送等により提出し、提出書類は電子媒体（CD-ROM等）に5（2）の形式で作成したファイルを記録したものを添付すること。

技術提案書（様式7～9）は、電子メール又は持参又は郵送等により提出するものとする。

技術提案書を電子メールにより提出する場合のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成するものとし、送信容量を3MB以下とすること。

- ・一太郎 2007 以下
- ・Microsoft Word2002 以下
- ・Microsoft Excel2002 以下
- ・その他アプリケーション PDFファイル Acrobat6.0 以下
画像ファイル JPEG及びGIF形式
圧縮ファイル LZH形式のみ
※ ZIP等、他の圧縮形式は認めない。

ただし、電子メールによる提出資料の容量が3MBを超える場合は、持参又は郵送等で提出し、提出書類は電子媒体（CD-ROM等）に5（2）の形式で作成したファイルを記録したものを添付すること。

技術提案書を持参又は郵送等で提出する場合は、必要書類の一式を持参又は郵送等するものとし、電子メールとの分割は認めない。

提出期間及び提出先は以下のとおりとする。

・提出期間：以下のとおり提出期間が異なるため、注意すること。

様式 1～6 及び見積書 別表② 1) のとおり

様式 7～9 別表② 2) のとおり

・提出先：3 (13) ①と同じ。

※ 注 1 「託送」とは…民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとする。

(3) 技術提案に対する審査等

技術提案に対する審査及び評価は、技術的所見を静岡国道事務所建設コンサルタント選定委員会において行う。

(4) 競争参加資格の確認は、競争参加資格確認申請書の提出期限日をもって行うものとする。

(5) その他

①分任支出負担行為担当官は、提出された競争参加資格確認申請書を本案件に係る手続き以外に提出者に無断で使用しない。

②提出された競争参加資格確認申請書は、返却しない。

③提出期限以降における競争参加資格確認申請書の差し替え及び再提出は認めない。

ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

④競争参加資格確認申請書に関する問い合わせ先 3. (13) と同じ。

(6) 競争参加資格確認申請書の作成及び記載上の留意事項

① 競争参加資格確認申請書内容の留意事項

競争参加資格確認申請書について、記載された事項以外の内容を含む申請書、又は書面及び書式に示された条件に適合しない資料等については申請書を無効とする場合があるので注意すること。

なお、競争参加確認申請書の様式は、別紙－1の様式－1～9（A4判）に示されるとおりである。

記載事項	内容に関する留意事項
企業の業務実績	<ul style="list-style-type: none">・競争参加資格確認申請書の提出者が過去に受注した業務実績について記載する。・4－2. (2) に規定する業務に関する実績を対象とする。・平成12年度以降に完了した業務とする。・記載する件数は最大2件とする。・記載様式は様式－2とし、1件につき1枚以内に記載する。
予定管理技術者の経歴等	<ul style="list-style-type: none">・配置予定の管理技術者について、資格・業務経験等について記載する。・保有資格の資格証等の写しを添付すること。・手持ち業務は平成22年11月10日現在、国土交通省以外の

	<p>発注者（国内外を問わず）のものも含めて全て記載する。</p> <p>手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者となっている500万円以上の他の業務とし、本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし業務名の後に「特定済」と明記するものとし、参考見積金額を契約金額として記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該地域での業務実績について、記述している中部地方整備局管内で行った業務の実績を1件記載する。業務実績とは発注者の別、同種・類似などの業務種別に関わらず、当該地域で受託した全ての業務をいう。 ・記載様式は様式－3とする。 ・競争参加資格確認申請書の提出者と「直接的な雇用関係」にあることを証明する資料（様式自由）を添付すること。
<p>予定管理技術者の同種又は類似業務等の実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の管理技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」の実績について記載する。 ・平成12年度以降に完了した業務とする。 ・記載する件数は最大2件とする。 ・競争参加資格確認申請書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名を記載すること。 ・記載様式は様式－4とし、1件につき1枚以内に記載する。
<p>業務実施体制(1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・記載様式は様式－5とする。
<p>業務実施体制(2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の管理技術者を記載する。 ・競争参加資格確認申請書の提出者以外の企業に所属する者を担当技術者とする場合には、実施体制（1）の欄に企業名等と分担業務の内容を記載すること。 ・本業務に従事予定の担当技術者の人数を記入すること。 ・記載様式は様式－5とする。
<p>営業拠点の所在地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・競争参加資格確認申請書を提出する者は、中部地方整備局管内の営業拠点（本支店及び営業所等で配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を記載する。 ・記載様式は様式－6とする。
<p>実施方針・実施体制・実施フロー・工程表</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施方針、実施体制、実施フロー、工程表について簡潔に記載すること。 ・記載様式は様式－8とし、1枚以内に記載すること。
<p>評価テーマ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入札説明書3.（4）に示した、評価テーマに対する取り組み

方法を具体的に記載すること。記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したCG、詳細図面等を用いることは認めない。

- ・記載様式は様式-9とし、1テーマにつき1枚以内に記載すること。

② 業務実績を証明する資料及び配置予定管理技術者の資格証明書の写し

入札参加希望者が過去に受注した業務実績として記載した業務について、その業務に係る契約書の写しを提出すること。

配置予定管理技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績として記載した業務について、請負業務で従事した実績の場合、その業務に係る契約書及び配置予定管理技術者が従事したことが確認できる資料（例えば業務計画書の表紙及び配置予定管理技術者が業務に従事していることが確認できるページ）等の写しを提出すること。

ただし、入札参加希望者及び配置予定管理技術者の業務実績が、財団法人日本建設技術総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」に登録され、業務の内容が確認できる場合、契約書及び配置予定管理技術者が従事したことが確認できる資料の写しは提出する必要がない。

なお、発注者の立場として業務に従事した実績の場合、その業務の発注機関の証明を受けた、配置予定管理技術者がその業務に従事したことが類推できる経歴書等の資料を提出すること。

配置予定管理技術者が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出すること。

③ 中立公平性が確認できる誓約書（様式自由）若しくは資料の写しを添付すること。

6. 競争参加資格確認の通知及び理由の説明

競争参加資格確認通知の日は別表②の日を予定する。

- (1) 競争参加資格確認申請書を提出した者のうち、競争参加資格がないと認められた者に対しては、競争参加資格がないと認めた理由を付して通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、分任支出負担行為担当官中部地方整備局静岡国道事務所長に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（休日を含まない）以内に書面により行う。
- (4) 競争参加資格がないと認めた理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
 - ・受付場所：3. (13) ①に同じ
 - ・受付時間：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで

7. 入札説明書及び積算基準資料等に対する質問の受付及び回答

(1) 質問は、文書（書式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、電子入札システムにより提出することとし、提出後電話で通知すること。なお、電子入札システムによる質問書の提出にあたっては、質問書に業者名（過去に受注した具体的な業務名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）を記載しないこと。このような質問があった場合には、公正な入札の確保が出来ないため、その者の行った入札を原則として無効とする。

紙入札方式の者は、持参又は電子メール（着信を確認すること。）により提出すること。なお、持参又は電子メールで提出する場合、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

①質問の受付先：3. (13) ①と同じ。

②質問の受付期間：別表③のとおり。

(2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から5日（休日は含まない。）以内に電子入札システムにより回答するので確認すること。また、下記のとおり閲覧に供する。なお、紙入札者に対しては別途回答する。

①閲覧場所：静岡国道事務所 1階掲示板

②閲覧期間：回答の翌日から開札日の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から16時00分まで

8. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者を決定するための基準

入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、(2) 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

①入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

②落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。

③上記において、評価値が最も高い者が2名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

(2) 総合評価の方法

①評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

② 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の配分点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

価格評価点の配分点は30点とする。

③ 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記1)、2)、3)、4)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

- 1) 予定技術者の経験及び能力
- 2) 実施方針等
- 3) 評価テーマに対する技術提案
- 4) 技術提案の履行確実性を評価する場合がある

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

【技術提案の履行確実性を評価する場合】

$$\text{技術評価点} = (\text{基本的事項評価点}) + (\text{技術提案評価点}) \times (\text{履行確実性評価に基づく履行確実性度})$$

【技術提案の履行確実性を評価しない場合】

$$\text{技術評価点} = (\text{基本的事項評価点}) + (\text{技術提案評価点})$$

$$\text{基本的事項評価点} = \text{基本的事項評価点 (技術者)}$$

$$\text{技術提案評価点} = \text{技術提案に係る評価点}$$

$$\text{履行確実性に関する評価に基づく履行確実性度} = 1.00 \sim 0$$

$$\text{技術評価点} = (\text{技術評価点の満点}) \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

④ 技術評価点における評価基準

- 1) 予定管理技術者
 - ・ 資格
 - ・ 専門技術力 (同種及び類似業務の内容)
 - ・ 情報収集力
- 2) 実施方針等
 - ・ 業務の理解度
 - ・ 実施手順
- 3) 評価テーマ
 - ・ 的確性
 - ・ 実現性

(3) 技術評価点を算出するための基準

技術提案書の内容について、評価項目、判断基準並びに評価のウエイトは以下のとおりとする。

①基本的事項評価（技術者）及び技術提案書について

評価項目	評価の着目点				評価のウェイト
	判断基準				
予定管理技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>① 以下のいずれかの資格を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術士（建設部門又は総合技術監理部門－建設） ・ 一級土木施工管理技士 ・ 土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会一級技術者 ・ 発注者支援技術者（土木）Ⅰ種又は（社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は公共工事品質確保技術者（Ⅱ）又は発注者が認めた同等の資格を有する者 <p>② 以下のいずれかの資格を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者 	① 5 ② 3
	専門技術力	業務執行技術力	平成12年度以降の同種又は類似業務の実績の内容	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>① 同種業務の実績がある。</p> <p>② 類似業務の実績が2件ある。</p> <p>③ 類似業務の実績がある。</p>	① 5 ② 3 ③ 1
	情報収集力	地域精通度	過去10年間の同種又は類似業務の当該事務所・周辺での業務実績	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>① 静岡国道事務所管内における同種又は類似業務実績がある。</p> <p>② 中部地方整備局管内における同種又は類似業務実績がある。</p> <p>③ 上記の実績がない。</p>	① 5 ② 3 ③ 1
実施方針	業務理解度			業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	1 0
	実施体制			配置技術者の経験、資格、人数、代替要員の確保など業務を遂行するうえで体制が確保されている場合に優位に評価する。	2 0
評価テーマに	全体	評価テーマの整合性		評価テーマ間の整合性が高い場合に優位に評価する。	5

対する 技術提 案	評価テ ーマ I	専門技 術力を 活用 し、本 業務を 的確に 実施す るため の提案 につい て	的確性	専門技術力を活用し、本業務を的確に実施するための提案について留意点を十分に理解し、対応策が的確な場合に優位に評価する。	10
			実現性	必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法)が網羅されている場合に優位に評価する。	5
	評価テ ーマ I	評価の 妥当性 向上に 対する 工夫に ついて	的確性	評価の妥当性向上に対する工夫における留意点を十分に理解し、対応策が的確な場合に優位に評価する。	10
			実現性	必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法)が網羅されている場合に優位に評価する。	5

②技術提案の履行確実性に関する評価

②-1 履行確実性を評価する場合の基準は、別添資料「履行確実性の審査・評価のための追加書類等」の3. に示す他、以下のとおりとする。

⑤-2 履行確実性に関するヒアリング

1) 予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、所定の期間内に履行確実性に関するヒアリングを実施する場合がある。

実施場所：中部地方整備局 静岡国道事務所内

実施予定日：追加資料の提出期限から5日以内

時間：30分程度

出席者：配置予定管理技術者及び増員担当技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とする。

2) ヒアリングの日時、詳細な場所、留意事項等は、別途連絡する。

3) 入札者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格に満たない者には、開札後、速やかに「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」の実施の可否について、電話で確認を行う。

4) 3)の実施が可能な者に対しては、技術提案書とは別に、別添資料「履行確実性の審査・評価のための追加書類等」の2の資料を以下により提出を求める。

提出先：3. (13) ①と同じ

提出期限：追加資料の提出要請日から3日以内の日

なお、提出要請時に改めて通知する。

提出方法：持参により3部提出すること。また同時に、追加提出資料の電子媒体（CD-R 1部）を提出すること。

5) 履行確実性に関する評価における資料の作成及び提出、履行確実性に関するヒアリングに係る費用（発注者側の経費は除く）は、入札者の負担とする。

(4) 技術提案に基づく業務

採用した提案内容に基づき、業務計画書作成及び実業務を行うものとする。

受注者の責により提案内容を満足する業務が行われない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。

9. 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札書の受付期間

別表④のとおり。（紙入札の場合も同じ。）

(2) 入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により静岡国道事務所経理課まで持参又は郵送等すること。

なお、FAX・郵送による入札は認めない。

(3) 開札の日時及び場所

別表⑤のとおり。

10. 入札方法等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

ただし、場合によっては3回目を執行することがある。

なお、やむを得ない場合を除き随意契約には移行しない。

11. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除

12. 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、（電子入札システムにより提出した場合は、立ち会いは不要）入札事務に係りのない職員を立ち会わせて開札を行う。

1 3. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格申請書に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書、別冊中部地方整備局電子入札運用基準及び別冊中部地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格がある旨を確認された者であっても、開札の時に指名停止を受けているもの、その他開札の時に4. に掲げる要件のないものは、競争参加資格がない者に該当する。

また、入札参加者が、競争参加資格確認通知を受け、入札した場合においても、以下に該当する場合は入札を無効とする。

- (1) 技術提案書の記載内容において次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合。
 - ・業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている。
 - ・実施方針と特定テーマの技術提案に矛盾等があり、整合性が図られていない。
 - ・実施方針（実施体制を含む）が0点の場合
- (2) 図面、仕様書及び現場説明書、参考資料等（変更分含む）の交付を受けない者は、入札に参加することができない。
- (3) 履行確実性に関する評価
 - ・履行確実性に関するヒアリングに応じない場合（履行確実性に関するヒアリングの日時、指定場所に来なかった場合を含む）及び開札後に追加資料の提出を求められた者が追加資料（履行確実性に関するヒアリングの当日に持参し、履行確実性に関するヒアリングの前までに提出する書面を含む）を提出期限までに提出しない場合等。（ただし、天災・事故・病気等、特別な場合は除く）

1 4. 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の（1）から（4）について実施するものとする。なお、（1）及び（2）については、履行確実性の評価及び予決令第 86 条の調査に先立ち、実施の可否について確認を行うものとする。

(1) 配置予定技術者の制限

配置予定技術者の制限について、次の①及び②を実施するものとする。なお、①により配置する技術者は、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に登録すること。

- ① 本業務の配置予定管理技術者としての要件を満足し、過去4年以内の同種業務で地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上の業務における管理技術者としての経験を有し、過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく技術者成績の平均点が75点以上である技術者を、配置予定管理技術者とは別に担当技術者として配置し、業務実施上必要となる全ての打合せに配置管理技術者と同席出席するものとする。また、増員担当技術者の手持ち業務量は、配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者とする。

② 本業務の履行期間中は配置管理技術者の手持ち業務量が契約金額で2億円、件数で5件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

① 当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

② 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者

③ 過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は過去4年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業成績が75点以上である者

④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

(2) 品質証明等

当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した「代表者の直筆署名による品質証明書」を提出する。ただし、契約当事者が委任状により当該業務の契約締結権限等を受任している者である場合には、代表者及び受任者の2名による連名の直筆署名とする。また、損害補填の期間は、本業務に係る工事が完成するまでとする。

提出された品質証明書は、中部地方整備局ホームページにて公表する。

(3) 再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の3分の1以内とすることとし、開札後に実施する低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務確認時及び履行確実性に関するヒアリング前段及び低入札価格調査の際に確認するものとする。

(4) 打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに管理技術者と(1)①の担当技術者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査員による履行確認を行うものとする。

15. 手続における交渉の有無 無

16. 契約書作成の要否

業務等委託契約書(総価契約)により、契約書を作成するものとする。

なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したものについては契約書特約事項として添付する。

17. 支払条件

支払い条件については、下記を予定している。ただし、契約金額又は履行期間によって変更する場合がある。

前払金 無
部分払金 0回以内

18. 火災保険付保の要否 否

19. 落札者の決定結果に不服がある者に対する理由の説明

- (1) 総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して非落札理由についての説明を落札者決定の日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面（様式は自由）により求めることができる。
- (2) 上記（1）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日は含まない。）以内に書面により行う。
- (3) 受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
 - ・受付場所：3.（13）①と同じ
 - ・受付時間：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで

20. 再苦情申立て

- (1) 6.（3）及び19.（2）の回答に不服がある者は、分任支出負担行為担当官からの回答を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面により、中部地方整備局長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。
- (2) 再苦情申し立ての受付窓口及び受付時間
 - ①受付窓口 中部地方整備局 主任監査官（契約管理官・技術開発調整官）
〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
電話 052-953-8113（直通）内線2114（2222・3120）
 - ②受付時間 上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで

21. 関連情報を入手するための照会窓口

- 3.（13）に同じ。

22. 見積書の提出

- 1) 入札参加希望者は、申請書等の提出時に本業務に係る見積書の提出を行うものとする。
- 2) 本業務は、予定価格の算出のために見積徴集を行うが、技術提案書の提出の前に発注者から競争参加希望者へ積算基準や採用歩掛等について通知するので競争参加資格申請時の様式に電子メールまたはFAXにより連絡の取れる連絡先（メールアドレスまたはFAX番号）を必ず記載すること。なお、連絡先の記載のなかった場合には、積算基準や採用歩掛等を連絡しないこととするうえ、その後、技術提案書が提出されたとしても受理しないこととし、競争参加資格を与えない場合がある。また、技術提案書の提出は、3.（13）①に提出することとし、積算基準や採用歩掛等を通知したメールアドレスに技術提案書を返信（提出）しないこと。なお、これにより提出された

場合、技術提案書を受理しないこととし、競争参加資格を与えない場合がある。

23. その他

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊中部地方整備局競争契約入札心得、別冊中部地方整備局電子入札運用基準及び別冊契約書案を熟読し、中部地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 競争参加資格確認申請書に虚偽の記載をした場合においては、競争参加資格確認申請書を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
- (4) 同種又は類似業務の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。
- (5) 本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は平成22年度に入札手続きを行う当該事務所発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、平成22年度に入札手続きを行う当該事務所発注工事に参加してはならない。
 - ・「工事に参加」とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請けとして参加することをいう。
 - ・「資本面・人事面で関係がある者」とは、次の①又は②に該当するものをいう。
 - ①一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資額の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
 - ②一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。
- (6) 直接的雇用関係
予定管理技術者は、本業務の履行期間中に本業務の受注者と直接的雇用関係があること。
- (7) 競争参加資格確認申請書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (8) 提出された競争参加資格確認申請書は返却しない。なお、提出された競争参加資格確認申請書は競争参加資格確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (9) 競争参加資格確認申請書の提出後において、原則として競争参加確認申請書に記載された内容の変更を認めない。また、競争参加資格確認申請書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (10) 電子入札システムは閉庁日を除く毎日、午前9時から午後6時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。

電子入札施設管理センターホームページアドレス <http://www.e-bisc.go.jp>
- (11) システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考

とすること。

「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。

(12) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

電子入札施設管理センターヘルプデスク TEL 03-3505-0514

電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp>

- ・ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先

各民間認証局に問い合わせること。

ただし、競争参加資格確認申請書提出、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、

〒420-0054 静岡市葵区南安倍2丁目8番1号

中部地方整備局 静岡国道事務所 経理課 契約指導係

電話 054-250-8901 へ連絡すること。

(13) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加出来なくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。

- ・競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- ・競争参加資格確認申請書受付表（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・辞退届受信確認（電子入札システムから自動発行）
- ・辞退届受付票
- ・日時変更通知書
- ・入札書受信確認（電子入札システムから自動発行）
- ・入札書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・決定通知書
- ・保留通知書
- ・取止め通知書
- ・再入札通知書

(14) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成21・22年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も競争参加資格確認申請書を提出することができるが、競争参加資格のある者として選定されるためには開札の日において一般競争（指名競争）参加資格申請書の認定を受けていなければならない。

なお、平成21・22年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を開札の日まで認定されていない場合、競争に参加する資格を有していない者のした入札に該当し、入札は無効とする。

別表

①	競争参加資格確認通知の日	平成22年12月17日
②	競争参加資格確認申請書の提出期間	1)様式1～6及び見積書 平成22年11月11日から平成22年11月17日までの10時00分から16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) 2)様式7～9 平成22年11月26日から平成22年12月10日までの10時00分から16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
③	入札説明書の内容についての質問の受付期間	平成22年11月11日から 平成22年12月14日までの10時00分から16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
④	入札書の受付期間	平成22年12月24日10時00分から 平成22年12月27日16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
⑤	開札の日時及び場所	平成22年12月28日10時00分 静岡国道事務所入札室
⑥	調査基準価格未満で入札した者に求める追加資料の提出期限	別途通知する ※追加資料は必ず持参すること。なおメール、FAXによる提出は受理しない。
⑦	履行確実性に関するヒアリング	別途通知する

別添資料

履行確実性の審査・評価のための追加書類等

1 調査基準価格

調査基準価格は、次の表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった①から④までに掲げる額の合計額に、100分の105を乗じて得た額とする。ただし、地質調査業務以外に係る契約については、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8を乗じて得た額とし、10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額とし、地質調査業務に係る契約については、その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の7.5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額
補償関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

なお、「設計業務等における新たな積算手法の試行について」（平成21年5月22日国官技第45号）の試行対象となっている業務においては、下表のそれぞれの項目に記載された額とする。

業務区分	①	②	③	④
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費（積み上げ部分）の額	直接経費（積み上げ部分を除く）及び間接原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

2 履行確実性に関する評価のための追加資料

入札参加者の申し込みに係る価格が1の調査基準価格に満たないときは、以下に掲げる全ての資料の提出を求めるものとする。

- | | |
|--------|--------------------------------|
| 様式 1 | 当該価格により入札した理由 |
| 様式 2 | 入札価格の内訳書、入札価格の内訳書の明細書 |
| 様式 2-1 | 一般管理費等内訳書 |
| 様式 3 | 当該契約の履行体制 |
| 様式 4 | 手持の建設コンサルタント業務等の状況 |
| 様式 4-1 | 手持ち業務の人工 |
| 様式 5 | 配置予定技術者名簿 |
| 様式 5-1 | 直接人件費内訳書 |
| 様式 6 | 手持機械等の状況 |
| 様式 7 | 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者 |
- ・過去 3 カ月分の給与支払額が確認できる給与明細書、賃金台帳の写し及び過去 3 カ月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し
 - ・再委託先からの見積書（再委託先の押印があるもの）
 - ・増員担当技術者の経歴を証明できる書面
 - ・平成 21・22 年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けた代表者の直筆署名による品質証明書。ただし、契約当事者が委任状により当該業務の契約締結権限等を受任している者である場合には、代表者及び受任者の 2 名による連名の直筆署名（ヒアリングの当日に持参し提出すること）
 - ・その他、様式 1～7 の書面を説明する上で必要となる書面（ヒアリングの当日に持参すること）

なお、配置予定技術者名簿には、配置予定技術者（管理技術者、担当技術者、照査技術者、増員担当技術者）及び再委託先技術者を記載するものとする。

また、入札者の都合による追加資料の提出後の修正及び再提出は一切認めない。

3 技術提案の履行確実性の審査・評価方法の概要

- (1) 技術提案の履行確実性の審査は、技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）、入札説明書の履行確実性に関するヒアリング及び開札後に提出される追加資料等をもとに行い、技術提案の確実な履行の確保が認められる場合には、技術提案に係る評価点（以下「技術提案評価点」という。）をその履行確実性に応じて付与する。

なお、ヒアリングに応じない場合（ヒアリングの日時、指定場所に来なかった場合を含む）及び追加資料の提出を求められた者が追加資料（ヒアリングの当日に持参し提出する書面を含む）を提出期限までに提出しない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。（ただし、天災・事故・病気等、特別な場合は除く）

- (2) 履行確実性の具体的な審査・評価方法は、a) 業務内容に対応した費用が計上されているか、b) 配置予定技術者（増員担当技術者含む、照査技術者除く。以下、同じ。）に適正な報酬が支払われることになっているか、c) 品質管理体制が確保されているか、d) 再委託先への支払いは適正かをそれぞれ審査し、a) から d) までの各項目毎に審査した上で、5 段階（A～E）で総合的に評価する。

(3) 審査の内容は、次のとおりとする。

a) 業務内容に対応した費用が計上されているか

審査内容	様式	審査結果
直接人件費、直接経費、技術経費、諸経費等が必要額を確保しているかを審査する。	様式1 様式2 様式2-1 様式5-1 様式6	○：確保されていると認められる。 ×：確保されていると認められない。

必要額は、1. 調査基準価格の表中の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（平成16年6月10日付け国官会第367号）に基づいて算出される、調査基準価格算出の基礎となった①～④のそれぞれの項目に記載された額とする。

b) 配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。

審査内容	様式	審査結果
配置予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか。	様式3 様式5 様式5-1	○：確保されていると認められる。 ×：確保されていると認められない。
配置予定技術者の人工が適正であるか	様式4 様式4-1 様式7	○：適正であると認められる。 ×：適正であると認められない。

上記の2つの内容のいずれも「○」の場合は、項目b)の審査結果を「○」とし、それ以外を「×」とする。

※なお、様式には過去3カ月分の給与明細書、賃金台帳及び法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写しを含む

c) 品質管理体制が確保されているか。

審査内容	様式	審査結果
照査予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか。	様式3 様式5 様式5-1	○：確保されていると認められる。 ×：確保されていると認められない。
照査予定技術者の人工は適正であるか。	様式4 様式4-1 様式7	○：適正であると認められる。 ×：適正であると認められない。

上記の2つの内容のいずれも「○」の場合は、項目③の審査結果を「○」とし、それ以外を「×」とする。

【照査技術者未設定業務の場合】

・①及び②の審査において、品質確保の観点からも審査したうえで、①及び②の審査結果を参考に審査する。

※なお、様式には過去3カ月分の給与明細書、賃金台帳及び法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写しを含む

d) 再委託先への支払いは適正か。

審査内容	様式	審査結果
再委託業務内容を再委託先が確認しているか。	様式2 様式3	○：確認していると認められる。 ×：確認していると認められない。

	様式 5 - 1 再委託先見積書	
--	---------------------	--

再委託するものがなく、全て自社にて実施する旨の説明があった場合には、業務内容に応じた費用の計上や配置予定技術者に対する適正な報酬の支払いについて厳格な審査が必要であるため、①及び②の審査結果を参考に、再委託業務がないという状況を踏まえた必要額等であるか否かについて審査する。

(4) 評価に当たっては、次の方式により行うものとする。

- ① 調査基準価格以上の価格で申込みを行った者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるとはされていないことから、技術提案の確実な履行の確保が必ずしも十分にされないと認める具体的な事情がない限り、(2)の履行確実性の評価をAとし、履行確実性を1.0として評価するものとする。
- ② 調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、(2)a)からd)までの審査項目を(3)に示した様式等を基に審査した結果、○と審査した項目数に応じて、次の表の○と審査した項目数の欄に掲げる評価に対応する履行確実性を付与するものとする。

○と審査した項目数	評価	履行確実性度
4	A	1.0
3	B	0.75
2	C	0.5
1	D	0.25
0	E	0

4 その他

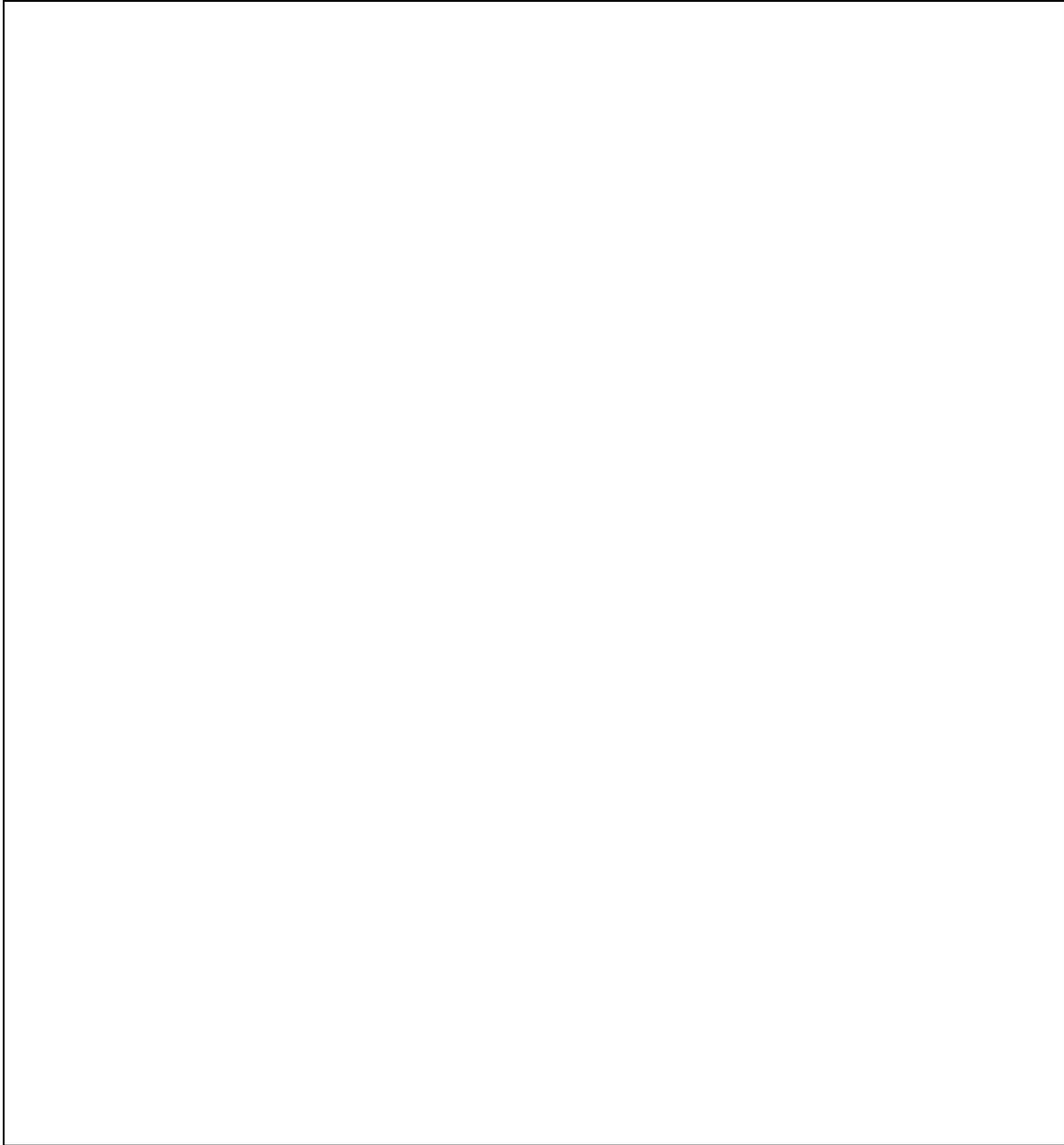
予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、業務実施中及び業務完了後において、履行確実性に関する評価において追加提出された資料（業務完了後においては業務実施状況を踏まえた実施額に修正した資料を求める）により、履行状況や成果等について下記の確認項目等により確認を行い、これらの結果を業務成績評価に厳格に反映させる場合がある。

【確認項目】 ※以下の審査項目 a)～d)とは、履行確実性に関する評価の審査項目

- ①審査項目 a) ～ c) において審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ②審査項目 d) において審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③その他、「打合せ」への正当な理由なく遅刻等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④業務成果品のミス、不備 等

様式 1

当該価格により入札した理由



様式 2

入札価格の内訳書【建築関係の建設コンサルタント業務以外】
(道路詳細設計業務の場合の標準記載例)

業務名称								
設計書コード								
項目	工種	種別	細別	業務実施金額 (A=B+C)	業務実施金額		官積 算額 (D)	備考
					うち自社実 施金額(B)	うち再委託 予定金額(C)		
直接業務費	道路構造物 設計	道路設計	道路詳細 設計(A)					一次内訳書－ 1
	打合せ	打合せ協議						
	直接経費	旅費交通費 電子成果物						
間接業務費	技術経費 諸経費							諸経費に係る内 訳書
合計								再委託予定金額 の比率〇〇%

入札価格の内訳書の明細書【建築関係の建設コンサルタント業務以外】
 (道路詳細設計業務の場合の標準記載例)

(一次内訳書の様式)

一次内訳書－1 道路詳細設計 1 k mあたりの費用内訳						
項目	名称・規格	単位	数量	業務実施金額	官積算額	備考
直接業務費	設計計画及び施工計画	(km)式				
	現地踏査	(km)式				
	平面縦断設計	(km)式				
	横断設計	(km)式				
	道路付帯構造物・小構造物設計	(km)式				
	仮設構造物・用排水設計	(km)式				
	設計図	(km)式				
	数量計算	(km)式				
	照査	(km)式				
	小計					

(諸経費に係る内訳書の様式)

諸経費の内訳					
項目	工種	種別	細別	業務実施金額	備考
間接業務費	諸経費	間接業務費	業務管理費		
		一般管理費等	一般管理費		
			付加利益		
		諸経費計			

【一般管理費等内訳書】

様式 2 - 1

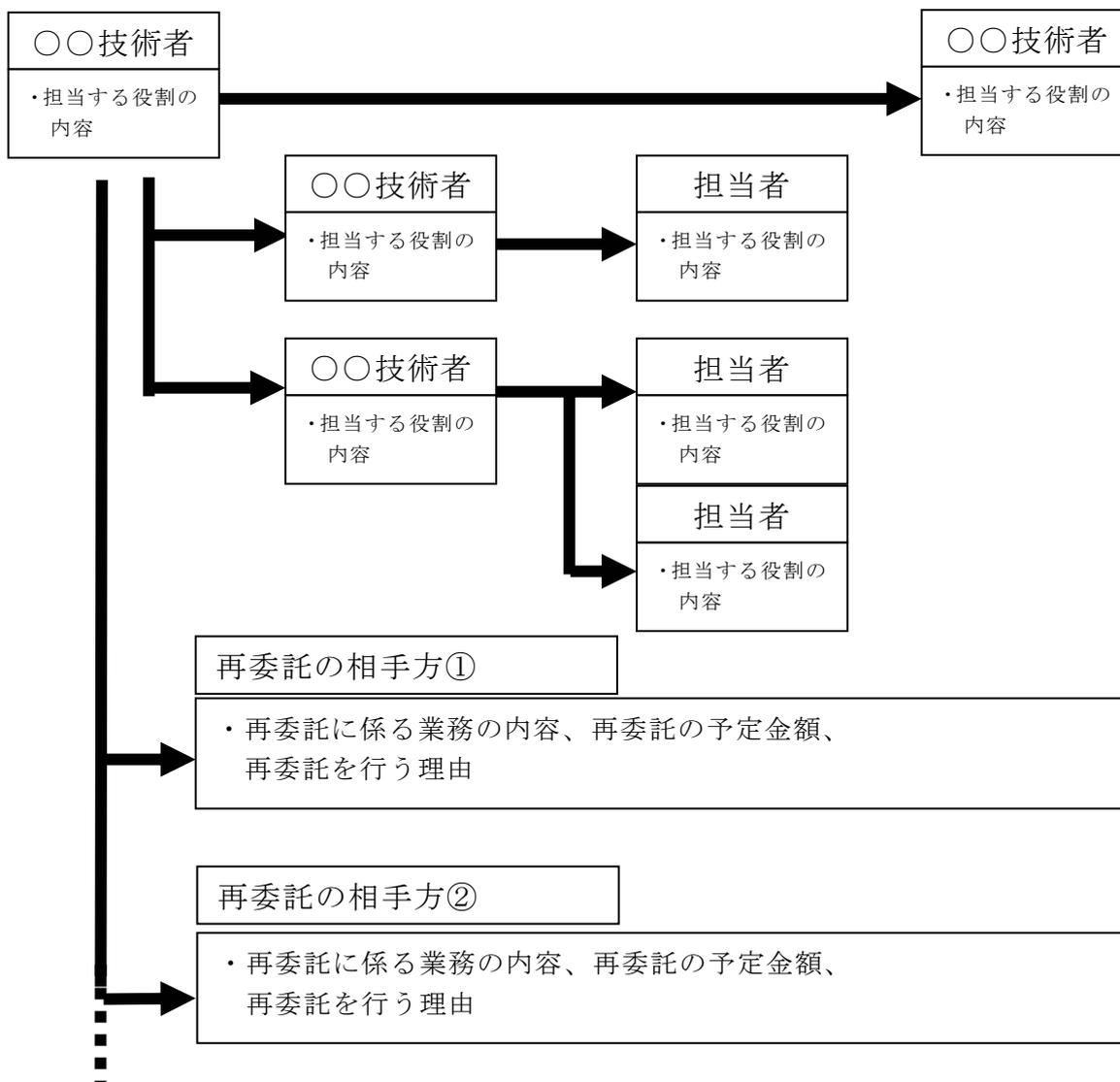
一般管理費等内訳書

契約対象業務名		
費目・項目	金額(円)	備考
一般管理費等		
.....		
.....		
.....		
法定福利費		
旅費交通費		
事務用品費		
通信運搬費		
水道光熱費		
地代家賃		
減価償却費		
租税公課		
保険料		
契約保証費		
.....		
.....		

様式3

当該契約の履行体制

(1) 履行のための体制図 (全体像)



(2) 業務に係る実施体制

技術者の区分	氏名	役職・部署	担当する役割	備考

様式 4

手持の建設コンサルタント業務等の状況

(技術者) (氏名 :)

業務名	発注機関	履行期間	契約金額	備考

様式 4 - 1

手持ち業務の人工(当該業務も含む)

(技術者) (氏名:)

日数を記入

業務名・業務項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		備考			
	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20				
営業日	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7				
A業務																												
○〇検討																	1.0	1.0	2.0	1.0	1.0	0.5						
○〇調査																	1.0	1.0	1.5	1.5	1.0	1.0						
○〇整理																				1.0	1.0	1.0	1.0	1.0				
報告書作成																								2.5	2.5			
小計																	1	1	2	2	2	2.5	2	2	1	1	3.5	2.5
B業務																												
○〇検討																	1.0	1.0	2.0	1.0	1.0	0.5						
○〇調査																	1.0	1.0	1.5	1.5	1.0	1.0						
○〇整理																				1.0	1.0	1.0	1.0	1.0				
報告書作成																								2.5	2.5			
小計																	1	1	2	2	2	2.5	2	2	1	1	3.5	2.5
C業務																												
																	1.0	1.0	2.0	1.0	1.0	0.5						
																	1.0	1.0	1.5	1.5	1.0	1.0						
																				1.0	1.0	1.0	1.0	1.0				
																								2.5	2.5			
小計																	1	1	2	2	2	2.5	2	2	1	1	3.5	2.5
人工合計(日)																												
																	3	3	6	6	6	7.5	6	6	3	3	10.5	7.5

様式 5

配置予定技術者名簿

技術者の区分	氏名	資格	取得年月日	免許番号 交付番号	備考

様式 5 - 1

直接人件費内訳書

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
技術者名	調査対象 業務作業 時間 (時間)	年間総労 働時間 (時間)	年収 (円)	法定福利 費 (円)	退職給付 費用 (円)	年間人件費 = (4)+(5)+ (6) (円)	人件費単価 = (7)/(3) (円/時)	調査対象業 務直接人件 費 = (8) × (2) (円)
							合計⇒	0

様式 7

過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者

(技術者) (氏名 :)

通し 番号	業務名	発注者名	履行期間	契約金額	業務成績 評定点	備考

【別紙-2】発注者支援業務等(発注者支援・公物管理)の業務実績に定める業務の内容一覧

業務実績	対象業務	業務内容	
発注者支援業務	◆積算技術業務	○積算に必要な現地調査、工事発注図面・数量総括表・数量計算書の作成、積算資料の作成、積算データ入力までの一連の業務	
	◆技術審査業務	○工事発注資料の作成から技術資料の分析・整理までの一連の業務	
	◆品質監理業務	○低入札工事における材料確認・段階確認等による設計図書との照合、工事検査等に立合、監督職員の補助を行う業務	
	◆施工管理業務	品質検査業務	○土木工事等の現場施工状況の把握、出来型・品質の確認等の一部を行うとともに、契約図書に基づく工事の履行状況について把握、確認する業務
		工事管理業務	○土木工事等において、現場施工状況や施工条件等を確認した上で、契約の履行に必要な協議・指示等の資料、工事の変更契約に必要な資料等の作成等の一部を支援する業務
◆事業計画業務	○公共工事に関する実施計画関連資料の作成、設計業務成果のとりまとめ、業務発注に必要な基礎資料の作成等の一部を支援する業務		
公物管理業務(河川)	◆河川巡視業務	○河川を巡視し、河川及び河川管理施設の状況、河川の占有又は利用状況等の適切な把握と処理及び河川管理上必要な情報の収集を行う業務	
	◆河川許認可審査業務	○河川法に基づく各種申請書の受理・整理、河川台帳等の点検・修正・整備等、現地情報及び資料の収集・整理等を行う業務	
	◆ダム管理支援業務	○洪水調整機能を有するダムのダム管理業務	
	◆排水機場管理支援業務	○関係機器の操作、日常点検・管理、及び排水機場全体の日常管理等を行う業務	
公物管理業務(道路)	◆道路巡回業務	○落下物及び道路損傷の発見、道路施設の異常発見、不法占用の確認等を行う業務	
	◆道路許認可審査業務(特殊車両事務含む)	○道路の不正使用、不法占用の指導取締、各種占用申請の審査・指導、境界確認申請審査・現地立合、特殊車両申請の審査・指導取締のいずれかの補助業務	
	道路情報管理技術業務	○直轄国道の道路情報収集及び各種監視装置・観測装置の監視、関係機関・関係者への連絡、道路利用者への情報提供などの道路情報の管理を閉庁時及び平日の昼夜を問わず継続して行う業務	
CM業務		○公共工事等の設計、発注、工事の各段階におけるコンストラクションマネジメント業務	
PFI事業技術アドバイザー業務		○PFI事業の実施に関する技術アドバイザー業務	
土木設計業務(河川)	◆予備設計	○堤防・護岸設計、樋門・樋管設計、排水機場設計、特殊構造物設計、河川景観設計 等	
	◆詳細設計	○堰設計、水門設計、排水機場設計、堤防・護岸設計、樋門・樋管設計、床止め設計、特殊構造物設計 等(技術資料作成業務含む)	
土木設計業務(道路)	◆概略設計	○路線検討、道路概略設計、橋梁予備検討、トンネル予備検討 等	
	◆予備設計	○道路予備設計(中心線決定、用地幅決定)、橋梁予備設計、トンネル予備設計、道路構造物予備設計、道路・橋梁景観設計 等	
	◆詳細設計	○道路詳細設計、橋梁詳細設計、トンネル詳細設計、道路構造物詳細設計、補修設計 等(技術資料作成業務含む)	

業務実績	対象業務	業務内容
調査検討・計画策定業務(河川)	◆調査検討業務	○利水計算、降雨解析、流量検討関係、治水経済調査、水理・土砂解析、水辺環境調査、耐震調査、縦横断測量、水理計算プログラム開発、等
	◆計画策定業務	○河道計画、防災システム、ハザードマップ、氾濫解析、利水計画、河川情報システム、環境アセスメント、河川環境整備計画関係、治水対策関係、治水経済調査、情報・防災系システム、河川環境整備関係、広報資料作成、等
調査検討・計画策定業務(道路)	◆調査検討業務	○交通需要予測調査、地質基礎調査、設計用図化関係、点検関係、交通量観測、事業基礎調査、パーソントリップ調査、公害系基礎調査、等
	◆計画策定業務	○整備計画関係検討、環境アセスメント、都市計画策定関係検討・資料作成、事業説明資料作成関係、情報化構想策定、防災アセスメント、地域防災計画関係、環境系計画関係、産業振興計画、広報資料作成、等
管理施設調査・運用・点検業務(河川)	◆管理施設調査業務	○河川管理施設の現状把握、施設設置のための基礎調査等
	◆管理施設運用業務	○河川管理施設の操作要領、運用計画の作成等
	◆管理施設点検業務	○河川管理施設の点検
管理施設調査・運用・点検業務(道路)	◆管理施設調査業務	○舗装修繕計画、橋梁補修計画、防災対策、交通安全対策 等
	◆管理施設運用業務	○情報管理業務 等
	◆管理施設点検業務	○橋梁点検、防災点検、トンネル点検 等
測量業務	◆測量作業	○基準点測量、水準測量、平板測量、路線測量、河川測量、深淺測量、用地測量、空中写真測量、等
	◆測量調査	○測量計画に関する測量調査、地図作成に関する測量調査、地域開発関連の測量調査、施設管理関連の測量調査、防災関連の測量調査、環境解析に関する測量調査、工事施工に関する測量調査、基礎測量調査 等
地質調査業務	◆ボーリング調査	○土質ボーリング、岩盤ボーリング、土質試験、解析等調査 等
	◆地質調査	○弾性波探査、軟弱地盤技術解析、地すべり調査、水文・水質観測調査、トンネル変状調査、ダム地質解析、地盤環境調査、液状化判定 等

現場説明書

1. 業務の名称 平成22年度 静岡国道事務所技術審査整理(その2)業務

2. 現場説明会 本業務内容は、入札説明書、契約書案、中部地方整備局競争契約入札心得、図面、仕様書及び現場説明書(以下「設計図書等」という。)によるものとし、現場説明会は実施しない。

3. 仕様書等に対する質問及び回答について

(1) 質問書提出期間

平成22年11月11日から平成22年12月14日まで

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から16時00分まで

(2) 質問書提出方法

質問は、文書(書式自由、ただし規格はA4判)により行うものとし、電子入札システムにより提出することとし、提出後電話で通知すること。紙入札方式の者は持参又は電子メール(着信を確認すること。)により提出すること。なお、持参又は電子メールで提出する場合、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

(3) 質問書提出先

〒420-0054 静岡市葵区南安倍2丁目8番1号

国土交通省 中部地方整備局 静岡国道事務所 経理課

電話 054-250-8901

FAX 054-252-5809

メールアドレス: keisdour@cbr.mlit.go.jp

(4) 回答書閲覧期間

回答の翌日から開札日の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで

(5) 回答書閲覧場所

中部地方整備局 静岡国道事務所 1階掲示板

説 明 事 項

1 入札（又は見積書の提出）について

- (1) この業務の入札（又は見積書の提出）に当たっては、入札公告・入札説明書（又は指名通知書、見積依頼書）、図面、仕様書、中部地方整備局競争契約入札心得（又は中部地方整備局随意契約見積心得）、中部地方整備局電子入札運用基準（建設工事及び建設コンサルタント業務等）、契約書（案）及びこの現場説明書をよく確認の上、入札書（又は見積書）を提出するものとする。
- (2) この業務の入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 落札者（又は契約の相手方）の決定について

落札者（又は契約の相手方）の決定については、一般競争契約及び指名競争契約の場合は、入札を行った者のうち契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とする。随意契約による場合は、予定価格の範囲内であって、見積書を提出した者のうちから、経済的、技術的に有利と認められる者を契約の相手方に決定する。

なお、一般競争契約及び指名競争契約の場合は、

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85号（同令第98条において準用する場合を含む。）の基準を設定する場合がある。

基準価格（の基準が設定されている場合に限る。以下同じ）を下回った入札が行われた場合には、入札を「保留」として終了し、調査の上、その結果を後日通知する。

基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力するものとする。

調査期間に伴う当該業務の履行期間の延長は行わない。

3 契約書頭書の「調停人」について

発注者と受注者との協議により、調停人をあらかじめ選任することとなった場合は、この欄にその氏名を記入するものとする。

4 不可抗力による損害について

土木設計業務等委託契約書第29条又は測量調査等請負契約書第28条を適用する場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 第4項の「業務委託料」又は「請負代金額」とは、損害を負担する時点における業務委託料等とする。
- (2) 1回の損害額が当初の業務委託料等の5/1000の額（この額が20万円を超えるときは、20万円）に満たない場合は、損害額に含めない。

5 前払金等の請求について

- (1) 前払金を請求できる業務については、契約締結後、保証事業会社の保証を得たときは、業務委託料等の30/100以内の金額を前払金として請求することができる。
- (2) 部分払は、0回以内とする。

6 履行期間変更の場合の保証事業会社に対する通知について

前払金を支払った場合における土木設計業務等委託契約書第35条第3項、測量調査等請負契約書第34条第3項又は建築設計業務委託契約書第35条第3項の規定による通知は、電話により、又は変更契約書の写しをファクシミリ等により送付することにより行うものとする。

7 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務について

予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の(1)から(4)について実施するものとする。なお、(1)及び(2)については、予決令第86条の調査に先立ち、実施の可否について確認を行うものとする。

(1) 配置予定技術者の制限

配置予定技術者の制限について、次の 及び を実施するものとする。なお、により配置する技術者は、測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)に登録すること。

本業務の配置予定管理技術者としての要件を満足し、過去4年以内の同種業務で地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上の業務における管理技術者の経験を有し、過去4年間に地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく技術者成績の平均点が75点以上である技術者を、配置予定管理技術者とは別に担当技術者として配置し、業務実施上必要となる全ての打合せに配置管理技術者と同席出席するものとする。また、増員担当技術者の手持ち業務量は、配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えないものとする。

本業務の履行期間中は配置管理技術者の手持ち業務量が契約金額で2億円、件数で5件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の1)から4)までのすべての要件を満たす技術者に交替させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- 1) 当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 2) 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- 3) 当該配置管理技術者と同等以上の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績平均点を有する者又は過去4年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者
- 4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

(2) 品質証明等

当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した、平成21・22年度一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けた代表者の直筆署名による品質証明書を提出すること。ただし、契約当事者が委任状により当該業務の契約締結権限等を受任している者である場合には、代表者及び受任者の2名による連名の直筆証明とする。

また、損害補填の期間は、本業務に係る工事が完成するまでとする。

提出された品質証明書は、中部地方整備局ホームページにて公表する。

(3) 再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の3分の1以内とすることとし、低入札価格調査の際に確認するものとする。

(4) 打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに管理技術者と(1)の担当技術者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査(監督)員による履行確認を行うものとする。